⑻　競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記３⑷により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。なお、当該資格の申請は「競争参加者の資格に関する公示」により随時受け付ける。

⑼　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : AKAGAWA Hiroshi, Director of Hakodate Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau

⑵　Classification of the products to be procured : 14

⑶　Nature and quantity of the products to be leased : Multifunction Machine : 11 sets

⑷　Lease period : From 1 June 2026 through 31 May 2030

⑸　Lease place : As in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

②　have Grade A, B, C or D in terms of The qualification for participating in tenders of the “offer of services etc.” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2025・2026・2027

③　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order

④　not be currently under suspension of nomination by Director-General, Hokkaido Regional Development Bureau during the time of tender opening from time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification

⑤　obtained a bid manual directly from system or the person of ordering

⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 5 March 2026

⑻　Time limit for tender : 4 : 00 p.m. 7 April 2026

⑼　Contact point for the notice : SAITOU Yasutaka, Senior Officer, Contracts Division, Hakodate Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau, 1―27, Okawacho, Hakodate, Hokkaido, 040―8501, Japan TEL 0138―42―7525

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和８年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和８年２月３日

支出負担行為担当官

北海道開発局旭川開発建設部長　半谷　敬幸

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発旭川第３号（№３）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　借入件名及び数量

電子複合機８台の借入及び保守（単価契約）（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　借入期間　令和８年６月１日から令和12年５月31日

⑸　借入場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　入札金額は、契約希望単価に予定数量を乗じた総価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

⑺　電子調達システムの利用　本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、紙入札方式参加願及び紙契約方式手続願を提出するものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　令和07・08・09年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」において、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年３月31日付官報）に基づき書類を提出した者を除く。）でないこと。

⑷　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

⑸　申請書等の受領期限の日から開札の時までの間に、北海道開発局長から指名停止を受けていないこと。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　電子調達システムから入札説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から入札説明書等の交付を受けた者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒078―8513 北海道旭川市宮前１条３丁目３番15号　北海道開発局旭川開発建設部契約課上席専門官　中西　麻美　電話0166―32―1509

⑵　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

調達ポータル

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/

上記３⑴の問い合わせ先に同じ。

⑶　入札説明書の交付方法　電子調達システムにより交付する（入札説明書等に対する質問回答書についても同様に交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックすること。）。

ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記３⑴に問い合わせること。

⑷　電子調達システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　令和８年３月６日16時00分

⑸　電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　令和８年３月30日14時00分

⑹　開札の日時及び場所　令和８年４月１日14時00分　北海道開発局旭川開発建設部第２会議室

⑺　本業務に係る落札決定及び契約締結は、令和８年４月１日を予定しているが、予算成立が４月２日以降となった場合は、予算成立日に落札決定及び契約締結する。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみの契約とする。

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項

①　電子調達システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（申請書等）を所定の受領期限までに上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。

②　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な申請書等を所定の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。